

日本郵政公社に対する郵便約款改正の申入れについて

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネットは、2007年6月5日、日本郵政公社及び日本郵政株式会社に対して、「汚染」または「き損」（以下、まとめて「汚損」という）した未使用切手の取扱いにつき、「内国郵便約款」の改正を申し入れた。

1. 申し入れの趣旨

未使用であることが判断できる郵便切手については、汚損した場合でも、使用し、または交換できるよう内国郵便約款の改正を求める。

2. 申し入れの経緯

「切手が破れたので郵便局の窓口で交換を頼みに行ったら、破れた切手は交換も使用もできないと言われた。未使用なのにお金がムダになるのは納得できない」という不満の声を聞くところである。

そこで、当ネットは、兵庫県下の郵便局を中心に102局について109回にわたり、汚損してしまった切手の交換を申し出るという実態調査を行った。その結果は別紙「汚損切手交換対応状況一覧表」のとおり、き損切手については交換可能局は49局、交換不可能局は60局。汚染切手については交換可能局は39局、交換不可能局は65局であった。

窓口の郵便局員は、なるべく利用者の利益になるように柔軟に対応すべく取扱いに苦慮されている様子が窺われたが、窓口での取扱いは不統一なものであった。

3. 郵便法及び内国郵便約款の規定について

郵便法35条は「汚染し、若しくはき損された郵便切手・・・は、これを無効とする」と定め、また、内国郵便約款48条1項も「汚染し、若しくはき損された郵便切手・・・は、これを郵便に関する料金の支払のために使用することができません」と定められている。これらの規定によると、利用者は郵便切手を汚損した場合には未使用であるにもかかわらず、これを使用して郵便という役務提供を受けることはできないということになる。さらに、同約款50条は切手交換制度を定めているが、その対象は「汚染し、若しくはき損されていない郵便切手」に限っている。この約款の規定が、未使用汚損切手の交換を拒む原因となっていると考えられる。

4. 申し入れの理由

そもそも郵便法が汚損切手について無効であると定めた趣旨は、消印により使用済みと判別できるはずの郵便切手の再使用を防止するためであって、軽微な汚損により、未使用であることが明白である郵便切手についてまで一律に無効と扱うことまで求めたものではない。一律に無効とすることは利用者の財産権を過度に侵害するものである。内国郵便約款もこのような郵便法の限定解釈に適合するように定められなければならない。

また、少なくとも未使用の汚損切手を所持している消費者は未だに郵便役務の提供を受けていないにも関わらず、これを使用可能な切手と交換することも買戻を求めることも許されない

とすることは、財産権を過度に侵害するばかりでなく、消費者の利益を一方的に害するものとして、消費者契約法10条に反するおそれもある。

5. 内国郵便約款の改正提案

そこで、汚損郵便切手であっても未使用であることが明らかなものについて一切使用・交換が許されていない現行の内国郵便約款を改正して、

①未使用であることが判断できる郵便切手については、なお「汚染」または「き損」に該当しないものとして、使用し、または交換できるようにすること

②未使用であるか否かの判断基準を、利用者の立場にたって明確化し、取扱いを全国一律化すること

を求める。

回答期限 申入書到着後1カ月。

参考条文

郵便法第35条

汚染し、若しくはき損された郵便切手又は料額印面の汚染し、若しくはき損された郵便葉書若しくは郵便書簡は、これを無効とする。

内国郵便約款第48条1項

汚染し、若しくはき損された郵便切手又は料額印面の汚染し、若しくはき損された郵便葉書若しくは郵便書簡は、これを郵便に関する料金の支払のために使用することができません。

内国郵便約款第50条1項

汚染し、若しくはき損されていない郵便切手、料額印面の汚染し、若しくはき損されていない郵便葉書若しくは郵便書簡又は郵便物の配達証がはがれていない定形小包包装物は、これをその郵便切手又は郵便葉書、郵便書簡若しくは定形小包包装物の料額印面に表された金額により切手類と交換することができます。

消費者契約法第10条

民法、商法その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット（理事長 清水 巖）
神戸市中央区元町通6-7-10 元町関西ビル3階 かげやま司法書士事務所内

<http://hyogo-c-net.com/index.html>

〔本件連絡先〕萩原司法書士事務所 司法書士 萩原忠利

電話 078-858-8182/FAX078-858-8183